

ID: 1898

担当部署: まちづくり振興課

|   |                    |                      |       |  |  |  |
|---|--------------------|----------------------|-------|--|--|--|
| <b>処分の概要</b>  | 先端設備等導入計画の変更の認定    |                      |       |  |  |  |
| <b>法 令 名<br/>根 拠 条 項</b>  | 中小企業等経営強化法 第53条第1項 |                      |       |  |  |  |
| <b>法 令 番 号</b>  | 平成11年法律第18号        |                      |       |  |  |  |
| <b>【基準】</b>   |                    |                      |       |  |  |  |
| <p>法第53条第1項の規定による。</p> <p>(先端設備等導入計画の変更等)</p> <p>第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p> |                    |                      |       |  |  |  |
| <b>標準処理期間</b>   | 30日                |                      |       |  |  |  |
| <b>備考</b>   |                    |                      |       |  |  |  |
| <b>設 定 年 月 日</b>  | 令和5年4月1日           | <b>最 終 変 更 年 月 日</b> | 年 月 日 |  |  |  |